

提出先： 城東区役所 3 階 総務課 3 1 番窓口

見 積 書  
提出期限

令和 7 年 6 月 13 日

午後 5 時

【案件番号：総務 0 7 0 5 0 0 3】

事 業 請 負 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地  
商 号 又 は 名 称  
氏 名 又 は 代 表 者 氏 名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。  
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

|                                                          |  |  |    |  |  |   |  |  |   |
|----------------------------------------------------------|--|--|----|--|--|---|--|--|---|
| 見積金額                                                     |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
| 契約金額                                                     |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
| <input type="checkbox"/> 課税事業者<br>うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円 |  |  |    |  |  |   |  |  |   |
| <input type="checkbox"/> 免税事業者                           |  |  |    |  |  |   |  |  |   |

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。  
なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

|                                                                                                                                                                                              |                             |    |             |                  |                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----|-------------|------------------|----------------------------------|-----|
| 事 業 名 称                                                                                                                                                                                      | 城東区防災倉庫における建材中の石綿定性分析調査業務委託 |    |             |                  |                                  |     |
| 履 行 期 限                                                                                                                                                                                      | 令和 7 年 8 月 29 日             |    |             | 履 行 場 所          | 城東区防災倉庫<br>大阪市城東区中央 1 丁目 3 番 6 号 |     |
| 履 行 方 法                                                                                                                                                                                      | 別 紙 仕 様 書 の と お り           |    |             | そ の 他            |                                  |     |
| 明<br>細<br>書                                                                                                                                                                                  | 名 称                         |    | 形 状・寸 法・摘 要 |                  |                                  | 数 量 |
|                                                                                                                                                                                              | 別紙仕様書のとおり                   |    |             |                  |                                  |     |
|                                                                                                                                                                                              |                             |    |             |                  |                                  |     |
|                                                                                                                                                                                              |                             |    |             |                  |                                  |     |
| (見積条項) 裏面のとおり                                                                                                                                                                                |                             |    |             |                  |                                  |     |
| 本書のとおり契約を締結する。<br>1 契約方法 随意契約<br>地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 号<br>2 契約保証金<br><input type="checkbox"/> 契約金額の 5 /100 以上 (金 円)<br><input type="checkbox"/> 履行保証保険<br><input type="checkbox"/> 免除 |                             |    |             | 支<br>出<br>科<br>目 | 年度                               | 会計  |
|                                                                                                                                                                                              |                             |    |             |                  | 款                                |     |
|                                                                                                                                                                                              |                             |    |             |                  | 項                                |     |
|                                                                                                                                                                                              |                             |    |             |                  | 目                                |     |
| 用途                                                                                                                                                                                           |                             |    |             |                  | 節                                |     |
| 摘要                                                                                                                                                                                           |                             |    |             |                  | 細節                               |     |
| 決<br>裁                                                                                                                                                                                       | 局長                          | 部長 | 課長          | 課長代理             | 係長                               | 係員  |
|                                                                                                                                                                                              | 起案 令和 . .                   |    |             |                  |                                  |     |
|                                                                                                                                                                                              | 決裁 令和 . .                   |    |             |                  |                                  |     |
| 第 号                                                                                                                                                                                          |                             |    |             |                  |                                  |     |

## 見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

## 契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については40日、その他の給付については30日以内に契約代金を支払う。  
（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。  
（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第38条の規定による。

（2）大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪州市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

## 暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- （2）発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- （8）受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

## 仕 様 書

本仕様書は、大阪市城東区役所（以下「発注者」という。）が委託する次の業務について適用する。

### 1 件名

城東区防災倉庫における建材中の石綿定性分析調査業務委託

### 2 履行場所

城東区防災倉庫 大阪市城東区中央1丁目3番6号

### 3 履行期限

令和7年8月29日（金）

### 4 業務概要

本業務は、対象施設において、改修工事等を実施するにあたり、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における石綿飛散防止対策の実施要否等を判断する必要があるため、当該施設における建材中のアスベスト含有について定性分析を行う。

### 5 業務内容

#### （1）試料の採取、分析

- ① 試料採取の実施にあたっては、別表 1.2 とおりとし、採取箇所の詳細位置については発注者と協議のうえ決定する。
- ② 調査対象について、1つの調査対象につき施工部位の3か所から試料を採取し、これらを合わせて1検体とする。
- ③ 建物解体を目的とした事前調査のため、建築用仕上塗材については仕上塗材及び下地調整塗材を採取すること。
- ④ 試料採取にあたっては、厚生労働省アスベスト分析マニュアル【1.20版】第1章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法 1.8.2 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項を参照のうえ、実施すること。

#### （2）分析項目

試料中のアスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの6種類）含有の有無についての定性分析

### 6 業務実施資格者

#### （1）試料採取は、次のいずれかに該当する者が行うこと。

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく講習を修了した建築物

#### 石綿含有建材調査者

- ・石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ・日本アスベスト調査診断協会に登録された者

#### (2) 分析は、次のいずれかに該当する者が行うこと。

- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク、またはBランクの認定分析技術者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」修了者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）」の合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が認定する「アスベスト分析法委員会認定 J E M C A インストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

### 7 業務の実施

#### (1) 作業計画書の作成

- ・業務着手に先立ち、試料採取手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

#### (2) 試料の採取、分析

- ・試料の採取にあたっては発注者と、日時等の調整を十分に行うこと。
- ・試料の採取場所は、発注者の指示する場所とし、試料採取数、分析検体数は別表に示すとおりとする。なお、採取場所は、手の届く場所を基本とし、庇裏等については脚立足場等により行うものとする。ただし、その費用は受注者の負担とする。
- ・試料の採取は、粉じんが飛散しないように採取面を常に湿潤状態に保ちながら行うこと。また、試料採取後は飛散防止固化材等により採取痕を固化すること。
- ・採取にあたっては、防じんマスク、手袋、保護衣（JIS T 8115 浮遊固体粉じん防護用密閉服タイプ5 又は同等品）を着用し作業すること。
- ・アスベストの含有分析は、JIS A 1481-1 または、同 A 1481-2 による測定方法を用いること。
- ・分析結果は確定次第、電子メールまたは FAX にて速報を提出すること。
- ・試料の採取状況、採取痕の固化状況、採取試料、分析状況及び防じんマスク、手袋、保護衣の着用状況等は、黒板等を用い工程写真を撮影し提出す

ること。

(3) 報告書（成果物）の提出

- ・測定分析結果及び記録事項 2 部提出
- ・試料採取、分析等の工程写真 2 部提出

8 再委託等の取扱いについて

(1) 業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは次のいずれかに該当するものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・本仕様書「7 業務の実施」に記載の業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記(1)、(2)に規定する業務以外を再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

9 その他

(1) 試料については、調査終了後、受注者の責において適切に処分すること。

(2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は当局担当者によく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。なお、契約後における本仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。

(3) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。

10 担当

城東区役所総務課（総務）（担当：橋本・中地）

別表 1

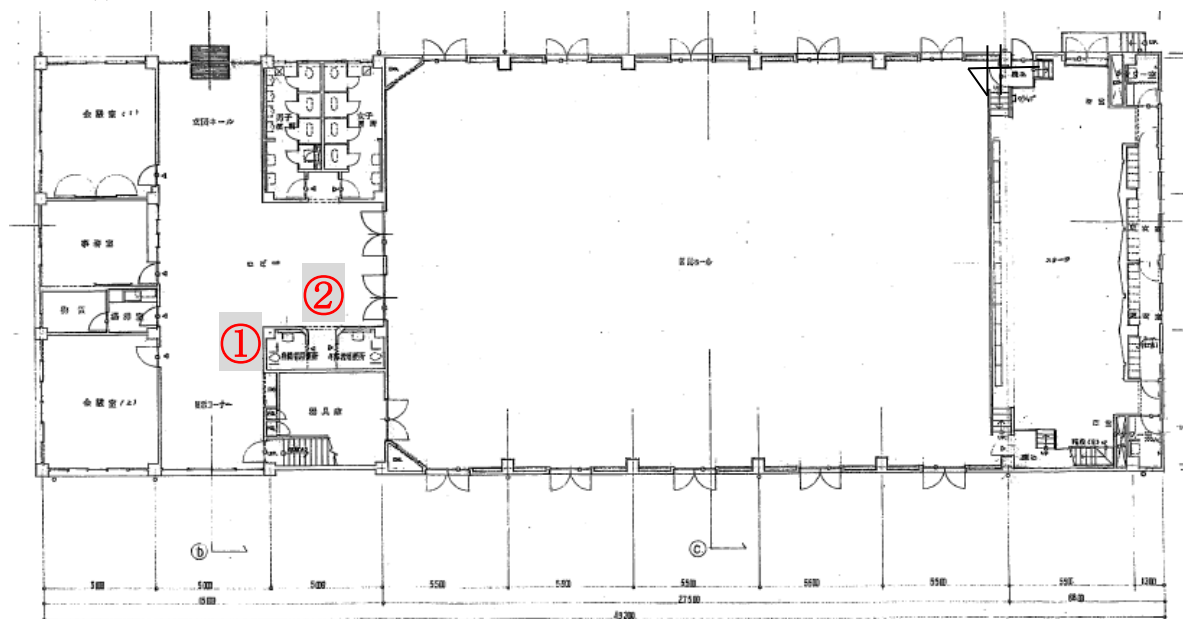
| 試料番号 | 場 所          | 使用箇所 | 建材名      |
|------|--------------|------|----------|
| ①    | 1 階 もと身障者用便所 | 床    | タイル      |
| ②    | 1 階 ホール      | 内壁   | 吹付ロックウール |

※試料は場所ごとに3か所から採取し、これを1検体とする。(計2検体)

※試料採取後の復旧は簡易復旧とする。なお、防水処置を要する部分防水補修材を使用する。

別表 2

■ 1 階 平面図

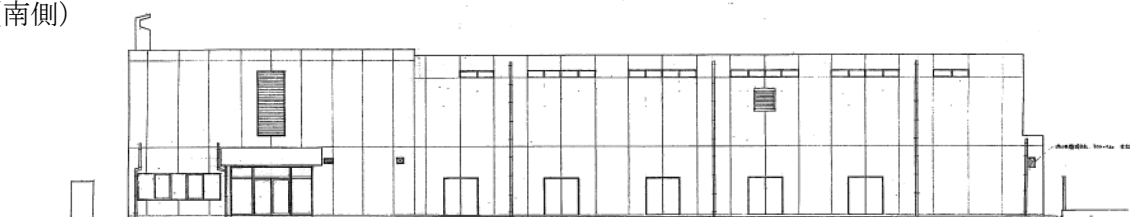


1 階 平面図 1:100

※ 図面は、設計図書に準拠するものとする。  
※ 図面は、設計図書に準拠するものとする。

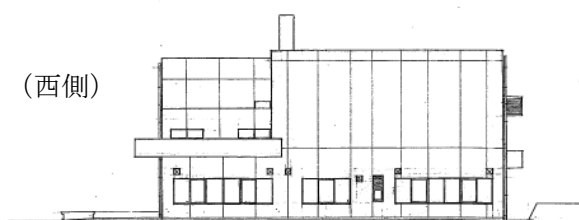
■ 立面図

(南側)



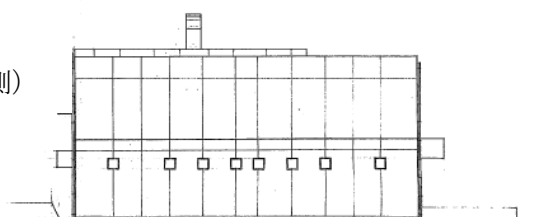
南側立面図

(西側)



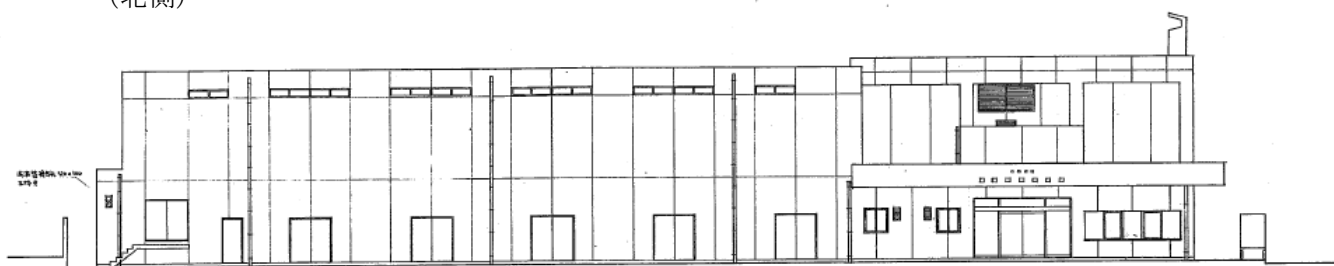
西側立面図

(東側)



東側立面図

(北側)



北側立面図



## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

#### 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課総務担当（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電 話：06-6615-7965